

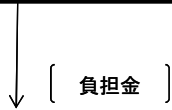
平成24年行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	①国民年金基金等給付費負担金 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金	担当部局庁	年金局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	①平成3年度 ②平成21年度	担当課室	企業年金国民年金基金課	課長 渡辺 由美子			
会計区分	一般会計	施策名	IV-6-4 企業年金等の適正な運営を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項 ②厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)第5条第9項、第8条第9項	関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会に対し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	別紙のとおり				
		補正予算					
		繰越し等					
		計					
	執行額						
執行率(%)							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	別紙のとおり	成果実績					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	別紙のとおり	活動実績 (当初見込み)			()	()	()
単位当たりコスト	— (円/)	算出根拠	※全額負担金又は交付金として支出されることから事務コストは生じないため。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	①国民年金基金等給付費負担金	1,525	1,817	受給者の増 404千人→449千人			
	②厚生年金基金等未納掛金等交付金	5	5				
	計	1,530	1,822				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、法律により国の負担が義務付けられているものである。 ・厚生年金基金等未納掛金等交付金 不要の理由は交付申請を行う基金が少ないため。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	・国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、根拠法に基づく給付であり妥当である。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	・国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、費目・使途は事業目的に限定している。
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>①国民年金基金等給付費負担金 国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担しているものであり、年金受給者の増加に伴い執行額も年々増加している。(23年度決算では対前年度比14.3%増の12.4億円) 国民年金基金及び国民年金基金連合会からの年金支給の実績報告及び交付請求に基づき精算払いを行っており、その際、実績報告から請求額が適正であるかの確認を行っている。</p> <p>②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものであり、平成23年度に制度施行以降、初めて執行があった。(1厚生年金基金 3.7万円) なお、法律に基づき未納掛金等の納付状況及び当該交付金の支給状況をおおむね6月に1回、国会に報告することとなっている。また、交付する場合は、厚生年金基金及び企業年金連合会からの交付申請及び実績報告に基づき精算払いを行うこととしており、その際、請求額が適正であるか確認を行うこととしている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き適正な執行に努めるべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>事業仕分け第1弾 事業番号2-35「企業年金等普及促進費」 ※事務費補助金等を含めた(項)全体が評価の対象とされたものであること。</p> <p>【評価結果】 予算要求を縮減(1/3程度)</p> <p>【とりまとめコメント】 結論としては、予算の縮減ということをお願いする。割合は1/3程度を削減し、更に削っていただきたい。とりわけ天下りの役員の報酬については、これまで通り払われているのであれば、厳しく見直して欲しい。また、補助金の算定根拠もよく分からないということであれば、一般会計から税金を投入するという事は厳しい。</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	524	平成23年行政事業レビュー	477

①国民年金基金等給付費負担金

厚生労働省
平成23年度 1,244百万円



A. 国民年金基金(72基金)及び
国民年金基金連合会(1)
平成23年度 1,244百万円



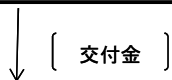
年金受給者(331,741人)
死亡一時金受給者(5,461人)
平成23年度 1,244百万円

国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するため、年金の支払者である国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し国民年金基金等給付費負担金の交付を行っている。

【国民年金基金】(72基金)
国民年金基金の受給者に対し年金の支給を行っている。
【国民年金基金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者について、法律の規定により国民年金基金連合会が年金の支給義務を引き継ぎ、年金の支給を行っている。

②厚生年金基金等未納掛金等交付金

厚生労働省
平成23年度 0.03百万円



B. 厚生年金基金(1基金)
平成23年度 0.03百万円

事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付されない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって厚生年金基金及び企

【厚生年金基金】(577基金)
厚生年金基金に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。
【企業年金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者及び解散基金加入員の年金の支給義務を引き継いでいる企業年金連合会に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.東京都国民年金基金			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	国民年金基金の年金給付費の一部に充当	134			
計		134	計		0
B.播州金物厚生年金基金			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	未納掛金に充当	0.03			
計		0.03	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	134		
2	国民年金基金連合会	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	98		
3	大阪府国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	95		
4	愛知県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	76		
5	埼玉県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	57		
6	神奈川県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	51		
7	千葉県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	47		
8	全国農業みどり国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	42		
9	兵庫県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	39		
10	静岡県国民年金基金	国民年金基金の受給者に対し年金を支給	33		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	播州金物厚生年金基金	未納掛金に充当	0.03		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【予算額・執行額】

①国民年金基金等給付費負担金

予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状況		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		当初予算	962	1,117	1,283	1,525	1,817
		補正予算					
		繰越し等					
	計	962	1,117	1,283	1,525	1,817	
	執行額	939	1,089	1,244			
	執行率 (%)	97.6%	97.5%	97.0%			

②厚生年金基金等未納掛金等交付金

予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状況		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		当初予算	5	6	5	5	5
		補正予算					
		繰越し等					
	計	5	6	5	5	5	
	執行額	0	0	0.03			
	執行率 (%)	0.0%	0.0%	0.6%			

【成果目標及び成果実績】(アウトカム)・【活動指標及び活動実績】(アウトプット)

①国民年金基金等給付費負担金

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	高齢年金受給者数	人	270,993	299,707	331,741
	遺族一時金受給者数	人	4,782	5,057	5,461
	国民年金基金等給付費負担金	億円	9.4	10.9	12.4

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	高齢年金受給者数	人	270,993	299,707	331,741
	遺族一時金受給者数	人	4,782	5,057	5,461
	国民年金基金等給付費負担金	億円	9.4	10.9	12.4

②厚生年金基金等未納掛金等交付金

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	厚生年金基金数	基金	608	595	577
	掛金納付勧奨件数	件	38	609	585
	掛金納付が行われていない件数	件	4	66	109

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	H21年度	H22年度	H23年度
	厚生年金基金数	基金	608	595	577
	掛金納付勧奨件数	件	38	609	585
	掛金納付が行われていない件数	件	4	66	109